た税額に限る。）が三〇〇万円を超える場合には、納付すべき税額が三〇〇万円を超える部分に対する割合を三〇パーセント（期限後申告書又は修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことによりその国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、二五パーセント）とする。（国税通則法第六六条関係）

㈡　過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合に一〇パーセント加算する措置の対象に、期限後申告書若しくは修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があったことによりその国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始したその国税（課税期間のない国税については、その国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した国税）の属する税目について、一定の無申告加算税若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときにおけるその期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。（国税通則法第六六条及び第六八条関係）

九　国税徴収法の一部改正関係

1　徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権について、次の見直しを行うこととした。（国税徴収法第一四一条関係）

㈠　その対象に、帳簿書類以外の物件を加える。

㈡　滞納処分に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めることができる。

㈢　滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使先の範囲に、滞納者に対し債権又は債務があったと認めるに足りる相当の理由がある者が含まれることを法令上明確化する。

2　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができることとした。（国税徴収法第一四一条の二関係）

3　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）に、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化することとした。（国税徴収法第一四六条の二関係）

4　滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者等が滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費等を増大させる行為をした場合を加えることとした。（国税徴収法第一八七条関係）

一〇　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の八、第三七条の一四及び附則第三四条関係）

(1)　非課税累積投資契約に係る非課税措置の勘定設定期間を令和五年一二月三一日までとする。

(2)　特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。

イ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。

ロ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ハ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。

ニ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ホ　特定非課税累積投資契約とは、イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

(イ)　上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。

(ロ)　当該特定累積投資勘定には、改正前の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という。）のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等（①にあっては、累積投資契約により取得したものに限る。）のみを受け入れること。

①　その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の一二月三一日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が一二〇万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定非課税管理勘定に係る上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が一、八〇〇万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）

②　その他一定の特定累積投資上場株式等

(ハ)　当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等（その上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の一定のものを除く。）のみを受け入れること。

①　その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の一二月三一日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が二四〇万円を超えないもの（上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

ａ　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額の合計額が一、二〇〇万円を超える場合

ｂ　当該期間内の取得対価の額の合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が一、八〇〇万円を超える場合

②　その他一定の上場株式等